

耐震診断の結果の公表

令和7年2月28日現在

■法第7条第1号に掲げる建築物（耐震診断の結果の報告期限が令和3年3月31日のもの）

No	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の主たる用途 【災害時の用途】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の 評価結果※2				安全性の 評価※3 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
										内容	実施時期	
34	政友地区農村集落多目的共同利 用施設（恵泉館）	徳島県三好市山城 町政友65-2	公民館等 【避難所】	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2017年版)	Is	0.28	Ctu・Sd	0.26	Ⅰ			
35	美波町井ノ上公会堂	美波町奥河内字井 ノ上272	公民館等 【避難所】	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2017年版)	Is	1.04	Ctu・Sd	1.06	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。
※2 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。
なお、耐震改修済の場合には、耐震補強の目標値を記載している。
※3 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209号別表に当てはめたものである。
Ⅰ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
Ⅱ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
Ⅲ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
（震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、
震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。）